

第4回 著作権教育実践応募事例に関する選考委員コメント

千葉県 松戸市立馬橋小学校 (小学6年生)

著作物利用のルールとマナーを体験的に身につけよう～国語でのパンフレット作りを通して～

- ・パンフレット作りを通じて、著作権契約を締結していくという体験をさせていることは、他には無いすばらしい取組みである。
- ・パンフレットという著作物を創作する、生み出す作業を、「本物」を作らせるという発想での授業実践は大変意義がある。「本物」を生み出すときの楽しみ、苦勞を体験的に実践することは、著作者としての芽生えを促し、著作権教育の原点ともいえる。
- ・著作物は「使ってはいけない」というのではなく「使うためにはどうするか」という姿勢で取り組んだ著作権教育事例で、単元計画の内容と実践のプロセスが具体的で分かりやすく、まさに実践的である。成果と課題も説得力がある。Web ページからの公開も期待される。
- ・「著作物を使う」と目的を設定して、正しい使い方を学ぶ授業は、今後の著作権教育に求められる重要な分野のひとつであると考えられる。課題として提示された事項については、校内に留まらず、社会的なコンセンサスを形成していく必要を感じた。
- ・意図的に著作権を考えざるを得ない状況にすることは、カリキュラムを設定する上でよい。理論的な説明になっでは、NG。体験を通した取り組みを中心にするるとよい。各教科の制作活動に取り入れていく考えは大変よい。今後も実践例を数多く紹介してほしい。馬橋小ではパソコンの活用事例が多い。その実態例もうまく活用すると更によい。実際に取り組んでいる様子(写真)が見られ、指導の様子がよくわかった。
- ・本物の学校紹介パンフレットづくりを通して、実際に許諾を取る著作権処理までを体験している点が高く評価できる。必要に迫られて、自然に子供たちが許諾をもらいに商店などを回っている姿が目につかぶ優れた実践である。
- ・著作権の権利処理方法を身につけることを目的に著作権に関する契約を締結していく過程を体験的に学習させている点を評価。
- ・承諾書などを作る実践的であることがすばらしい(考えて終わりではない)。今後このような活動が将来に生きる。この活動が学校全体に生かされるともっと良い。